鶴田町社会福祉協議会

地域福祉活動計画

社会福祉法人鶴田町社会福祉協議会

令和５年
４月

共に生きる豊かな地域社会を目指して

令和２年１月１６日、国内で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されてから３年が過ぎました。人と人とが距離をとり、大人数の集まりが制限され、マスクの着用が日常化されるなど、住民参加、住民主体の福祉コミュニティ形成を主とする地域福祉活動は、三密の回避と表情の見えない中での活動に大きく変化しました。

また、近年は少子高齢化や核家族化の進行に伴い、町民が抱える福祉課題も多様化・複雑化し、さらに昨年８月には大雨災害により近隣市町で災害ボランティアセンターが立ち上がるなど、地域生活課題は深刻化しております。

このような中で、町民一人ひとりが誰かと繋がっていること、誰かが誰かを支えたり支えられたりしていることに改めて気付かされ、この繋がりや支えあいを切らないような地域福祉活動を行っていく必要があります。

そのことを踏まえ、本計画では、「住民と共に歩み、生き、その人らしく暮らせる地域づくり」を基本理念とし、「人づくり」「仕組みづくり」「まちづくり」を目標に、既存事業を見直しつつ、創意工夫した地域福祉活動を実施することで、誰もが共に生きる豊かな地域社会を目指すための方策を示しています。

社会福祉協議会ではこのような時代にこそ求められる福祉活動を推進するため、鶴田町、行政推進員、民生委員児童委員、社会福祉法人、福祉施設、福祉団体、学校、PTA、地元企業等との連携と協働をさらに強化し、福祉コミュニティ形成に尽力していく所存でありますので、引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました地域福祉活動計画策定委員の皆様や作業部会委員の皆様をはじめ、アンケート等にご協力いただきました町民の皆様に、心からお礼申し上げます。

令和５年４月

社会福祉法人 鶴田町社会福祉協議会

会　長　中野賢司

目　次

第１章　計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　１　策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　２　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　３　計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　４　地域福祉とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　５　地域共生社会の実現に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　６　ＳＤＧｓの目標を踏まえて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

第２章　鶴田町の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
　１　人口の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
　２　子供の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
　３　要介護高齢者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
　４　障がいのある人の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

第３章　計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
　１　基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
　２　基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
　３　計画の体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

第４章　取り組みの展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
　１　取り組み及び具体的施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
　　基本目標１・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
　　基本目標２・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
　　基本目標３・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６

第５章　計画の推進と評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
　１　計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
　２　進行管理と評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１

資料編
　１　鶴田町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会　設置要綱・・・３２
　２　鶴田町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会　委員名簿・・・３３
　３　鶴田町社会福祉協議会地域福祉活動計画　作業部会委員名簿・・・・３４
　４　鶴田町社会福祉協議会　役員・担当職員名簿・・・・・・・・・・・・３６
　５　鶴田町社会福祉協議会地域福祉活動計画　策定経過・・・・・・・・３７
　６　鶴田町社会福祉協議会地域福祉活動計画　ダイジェスト版・・・・・３８

第１章　計画の策定にあたって

第１章　計画の策定にあたって

１　策定の趣旨

全国的に少子高齢化や核家族化が進行する中で地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、住民の抱える福祉ニーズは更に多様化・複雑化しています。

これまで、国では高齢者、障がい者、子供などの対象者や、生活困窮、保健、医療等の分野ごとに、公的支援制度の整備を図ってきました。その一方で、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）やヤングケアラー(※1)、障がいのある子供と要介護の親で構成される世帯など、１つの世帯が抱える課題が複合化・複雑化し、既存の支援制度では対応することが難しいケースの増加が懸念されています。

こうした課題に対応するために、私たち社会福祉協議会や、社会福祉法人・福祉施設、民生委員児童委員、老人クラブ等の社会福祉組織は、課題認識を共有しつつ、これまで築き上げてきた社会保障・社会福祉を将来世代につなげていくための重要な役割を果たしていくことが求められています。

そのため、全国社会福祉協議会では、福祉関係者が主体的に取り組んでいくための羅針盤として、「全社協　福祉ビジョン 2020」を策定し、2040 年を見据えつつ、2030 年までにおける横断的な取り組みの方向性を提起しました。

福祉関係者は、長年にわたり、誰もがともに支え合う福祉社会の実現を目指して、多様な実践を積み重ね、その地道な積み重ねが住民の福祉ニーズや課題に応じた福祉諸制度の創設や改革、福祉のまちづくりにつながっています。こうした地域福祉活動の推進は、現在、国が進めている「地域共生社会」の実現に連なるものです。

さらに、国際的には豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs）」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性(※2)のある社会」の実現に向けて取り組みが進められています。この SDGs の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものであります。

福祉ビジョン 2020 では、「地域共生社会」と 「SDGs」を包含(※3)し、生活上の様々な困難を抱えた場合でも、住民一人ひとりの協働と生活への生きがいを見出し、社会から孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができる「ともに生きる豊かな地域社会」を目指すとしています。

鶴田町社会福祉協議会（以下「本会」）でも、専門技術であるコミュニティワーク(※4)を駆使し、さまざまな地域の福祉課題を地域全体の共通課題とし、解決のためのサービス開発やネットワークづくりを展開しています。

今後も様々な活動者や活動団体、地域住民等との協働により、ともに生きる豊かな地域社会の実現を目指すことを目的に、地域福祉活動計画を策定します。

※1 ヤングケアラー…法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。
※2 包摂性…一定の範囲の中につつみ込むこと。
※3 包含…つつみ込み、中にふくんでいること。
※4 コミュニティワーク…住民が生活上に生ずるさまざまな問題に主体的・組織的に取り組むうえで、問題解決に必要な資源の調達やそのネットワークを図ることを援助する社会福祉の方法。

２　計画の期間

本計画の期間は、鶴田町における地域福祉の一体的な推進の観点から、鶴田町地域福祉計画の期間と合わせ、令和５年度から令和７年度までの３年間とします。

なお、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても、必要に応じて見直しを行うものとします。

３　計画の位置づけ

地域福祉活動計画は、鶴田町地域福祉計画との連携・協働の関係にあり、地域住民や福祉関係団体が地域福祉推進のために取り組むことをまとめた民間の行動計画です。

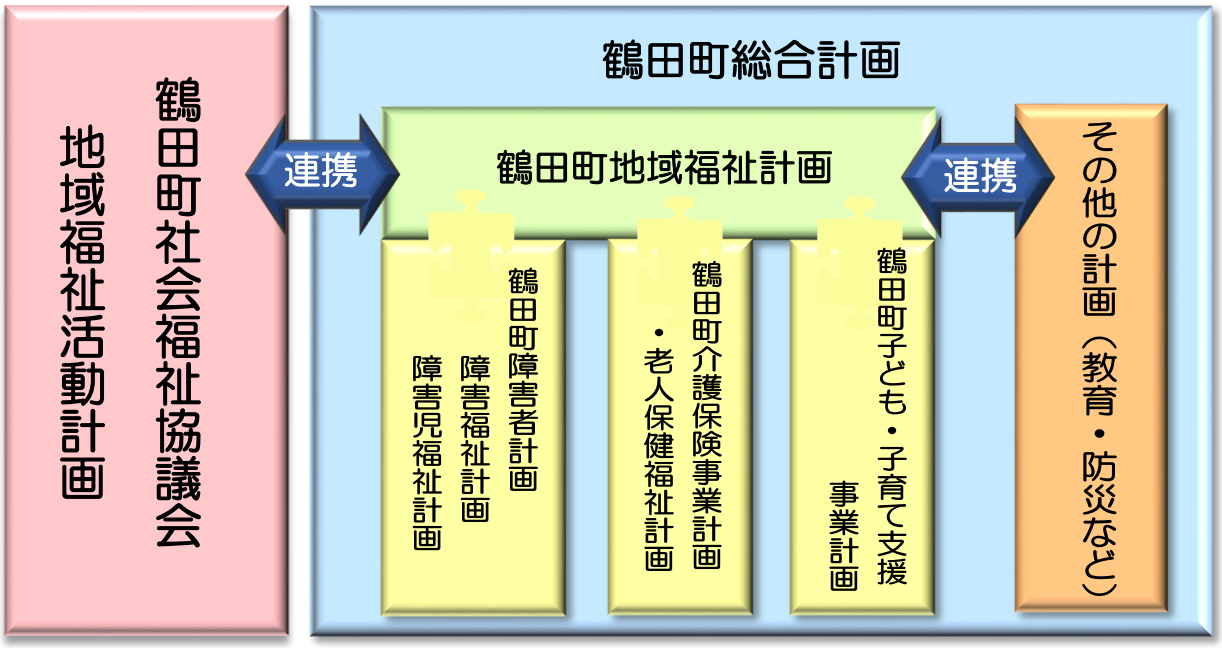

４　地域福祉とは

「地域福祉」とは、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉などの対象者ごとの福祉サービスだけではなく、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組むものです。

社会福祉法には、地域住民、社会福祉関係者等が相互に協力して地域福祉の推進に努め、福祉サービスを必要とする人たちが地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化に限らずあらゆる分野の活動に参加する機会を得ることができるよう、地域福祉を推進することの重要性が明記されています。

本会では、幸せの種まき運動をはじめ、何らかの支援を必要とする人たちへの見守り、声かけ等の支え合いや、ホームヘルプサービス、移送サービス等の在宅サービス、ボランティア活動等、それぞれの地域に根ざした地域福祉の実践を進めてきました。

地域福祉は、法に基づく制度化された福祉サービスや事業のみによって実現するものではなく、地域住民やボランティア、行政・関係機関、社会福祉関係者が協働して実践することによって支えられています。

これからも、地域の社会福祉法人・福祉施設や民生委員児童委員をはじめとした社会福祉関係者と連携・協働し、地域福祉の推進役としての役割を果たしてまいります。

５　地域共生社会の実現に向けて

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域で暮らす住民や、地域で活動する各種の団体など地域の多様な主体が、地域で生じるさまざまな課題の解決に向けた取り組みに「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことです。

本会においても、地域共生社会の実現に向けて、これまで以上に地域住民や福祉組織・関係者が主体となって連携・協働し、地域生活課題の解決のための活動を展開していくことができるよう努めてまいります。

６　SDGs（持続可能な開発目標）の目標を踏まえて

SDGs は、持続可能な世界を実現するため、2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、２０３０年までにより良い世界を目指す国際目標で、地球上の「誰一人取り残さない」を誓っています。

本会においても、社会の一員として SDGs の 17 の目標における取り組みを意識し、その達成に貢献してまいります。

第２章　鶴田町の状況

第２章　鶴田町の状況

１　人口の動向

（１）人口の推移

町の人口は、平成 28 年の 13,456 人から令和 3 年の 12,286 人と減少傾向で推移しています。

年齢区分ごとの人口では、0～14 歳の年少人口が、平成 28 年の 1,452 人から令和 3 年の 1,214 人、15～64 歳までの生産年齢人口は、平成 28 年の 7,549 人から令和 3 年の 6,460 人と共に減少しています。

一方、65 歳以上の高齢者は、平成 28 年の 4,455 人から令和 3 年の 4,612 人と増加傾向で推移しています。

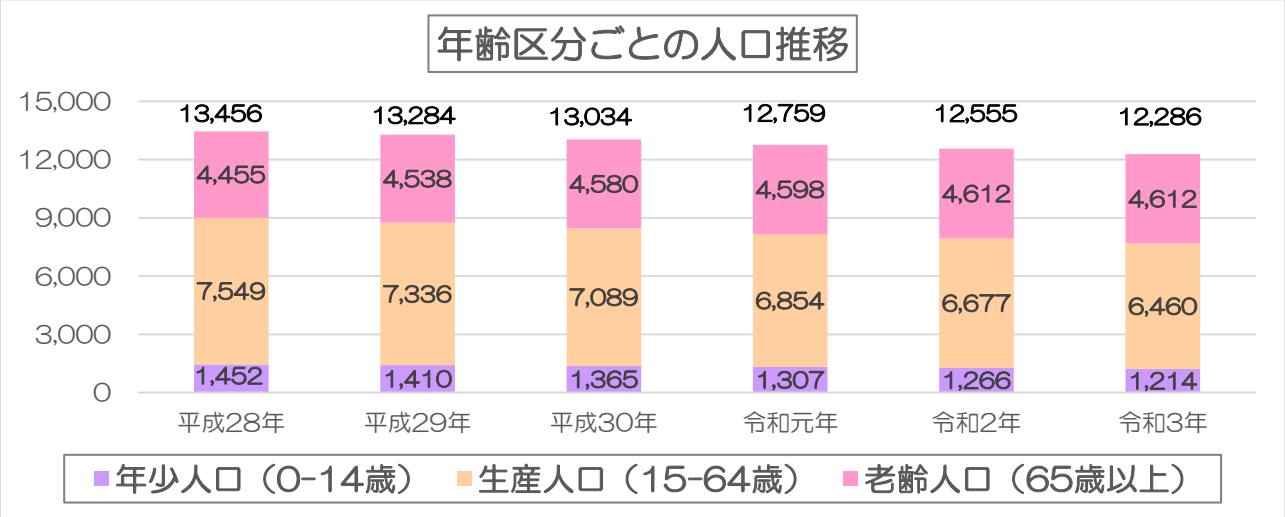

資料：鶴田町地域福祉計画第２章鶴田町を取り巻く現状（各年９月末集計）

（２）世帯の推移

世帯の状況は、平成 28 年の 5,389 世帯から令和 3 年の 5,387 世帯と年ごとの増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

１世帯あたりの人員については、平成 28 年の 2.50 人から令和 3 年の 2.28 人と減少傾向で推移しています。

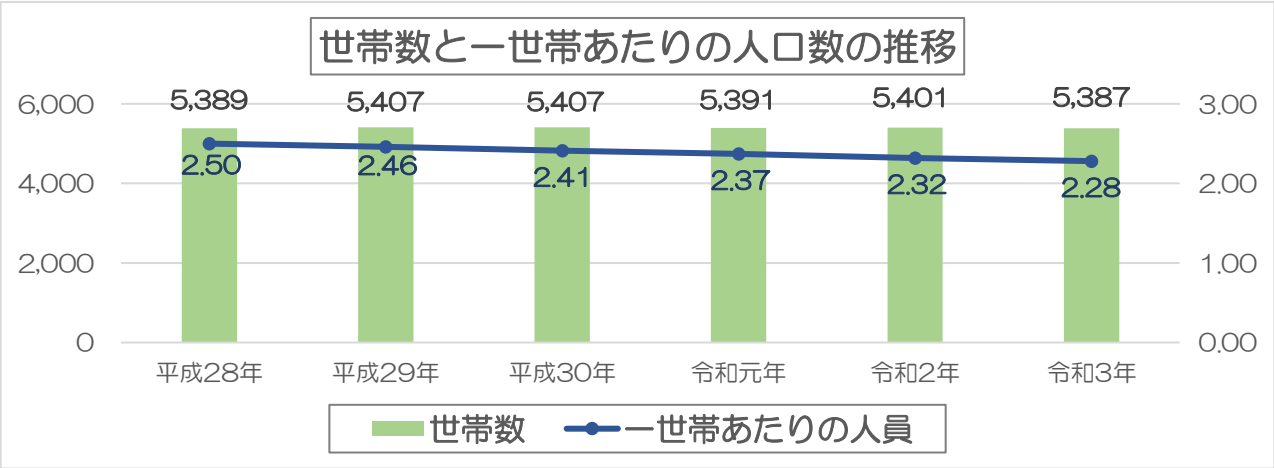

資料：鶴田町地域福祉計画第２章鶴田町を取り巻く現状（各年９月末集計）

（３）転入・転出の推移

平成２８年度以降の転入・転出の状況では、全ての年度で転出が転入を上回っており、社会減の状況が続いています。

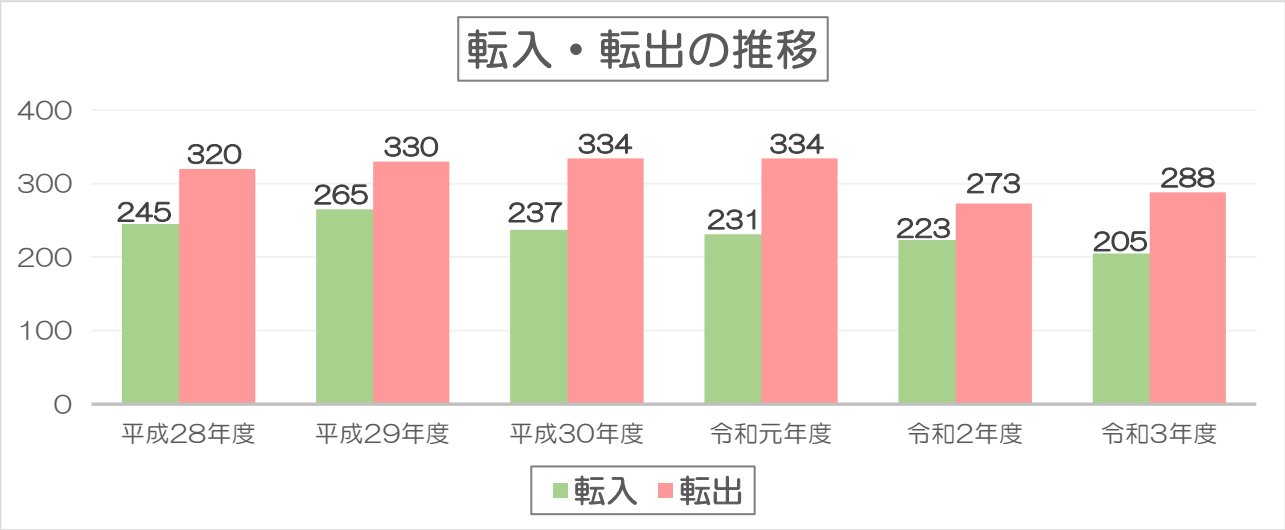

資料：鶴田町地域福祉計画第２章鶴田町を取り巻く現状（各年度合計）

（４）出生数の推移

出生数の状況は、平成２８年度の６８人から令和３年度の 45 人と、減少傾向で推移しています。

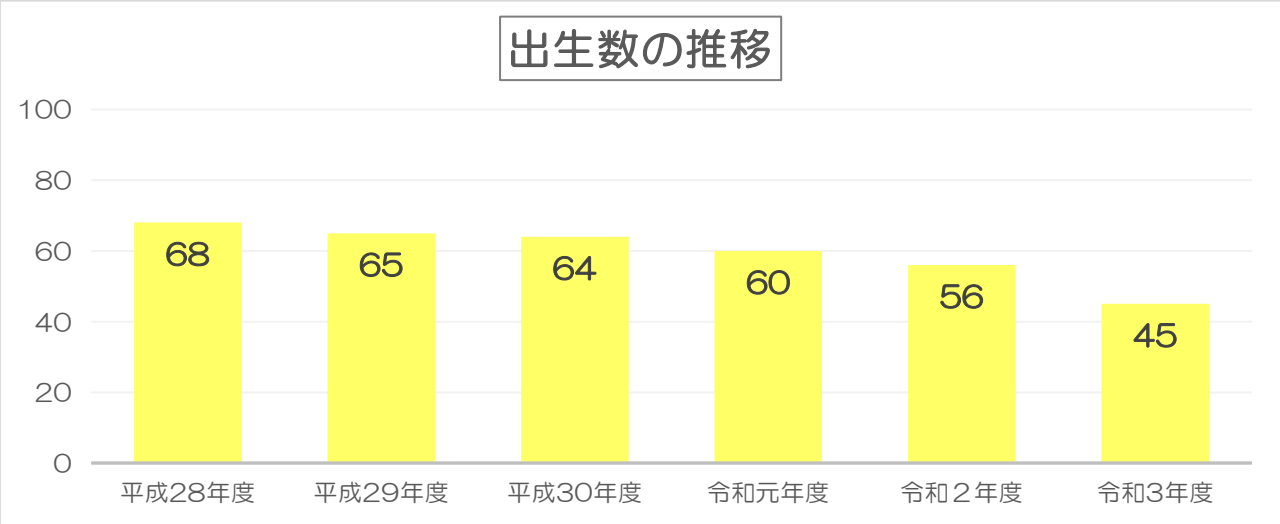

資料：鶴田町地域福祉計画第２章鶴田町を取り巻く現状（各年度合計）

２　子供の状況

（１）園児数

園児数の合計は平成 28 年の 414 人から令和 3 年の 363 人と年ごとの増減はあるものの減少しています。

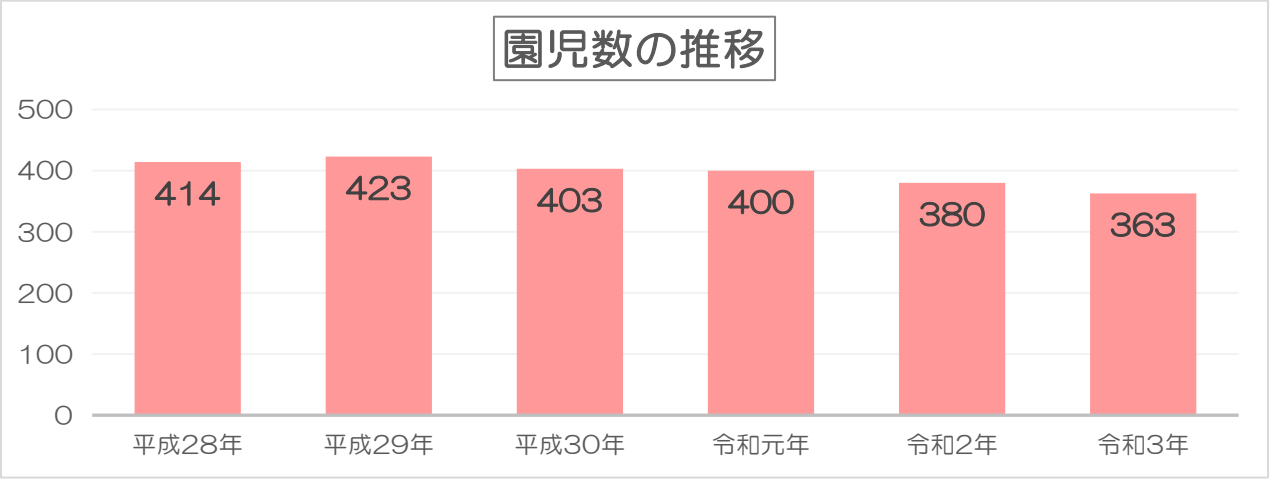

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
梅沢保育所	33	32	33	32	33	33
つるのこ保育園	67	71	70	72	66	62
水元保育園	40	45	48	52	48	46
認定こども園はやせ	68	73	73	72	68	69
つるた乳幼児園	122	122	106	100	98	91
NOGI こども園	45	48	44	46	40	36
ひなづる幼稚園	39	32	29	26	27	26
合　計	414	423	403	400	380	363

資料：鶴田町地域福祉計画第 2 章鶴田町を取り巻く現状（各年 5 月 1 日集計）

（2）児童数

児童数の合計は、平成 28 年の 607 人から令和３年の 526 人と、減少傾向で推移しています。

令和２年４月より、鶴田町内の全６校が統合し、新しく「鶴田小学校」が開校しました。

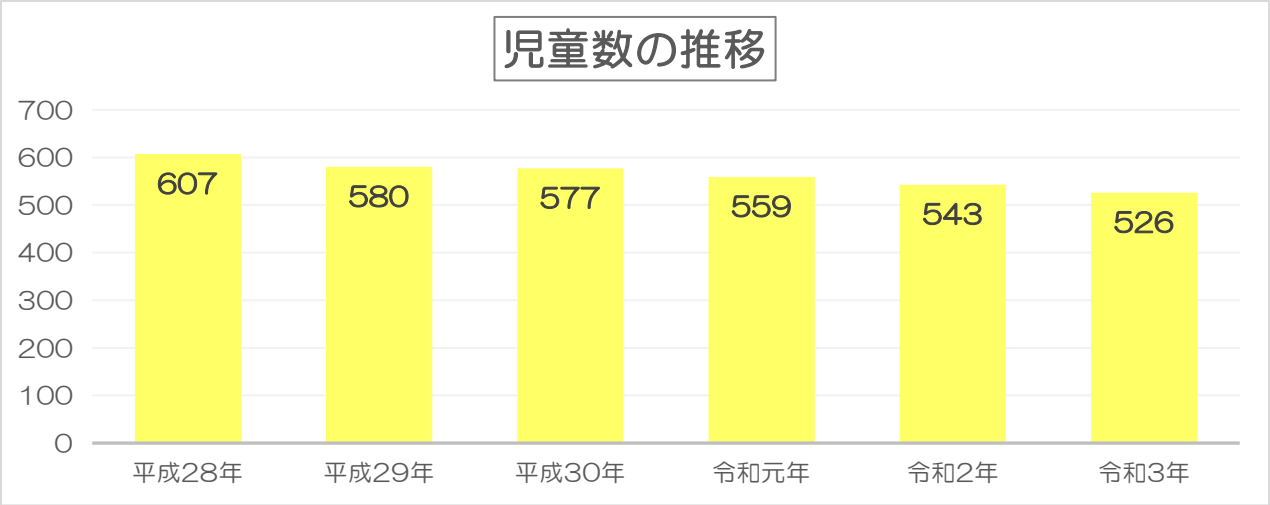

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和２年	令和３年
鶴田小学校	367	348	355	341	543	526
菖蒲川小学校	35	33	35	38	－	－
梅沢小学校	53	48	42	40	－	－
胡桃舘小学校	50	46	47	44	－	－
富士見小学校	48	51	48	44	－	－
水元中央小学校	54	54	50	52	－	－
合　計	607	580	577	559	543	526

資料：鶴田町地域福祉計画第２章鶴田町を取り巻く現状（各年５月１日集計）

（3）生徒数

中学校の生徒数は、平成 28 年の 376 人から令和３年の 296 人と、減少傾向で推移しています。

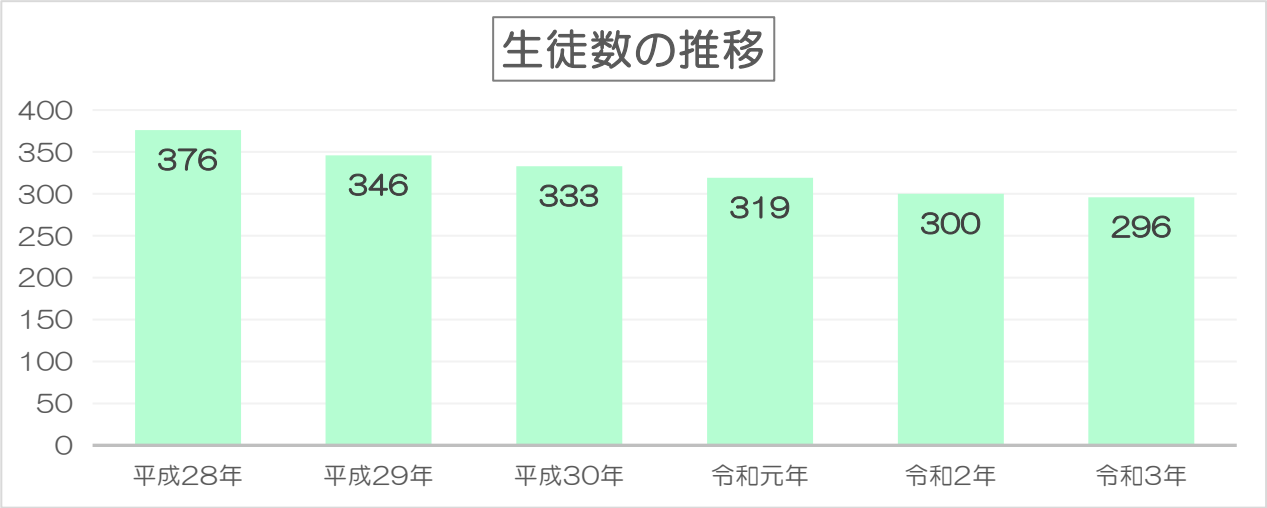

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和２年	令和３年
鶴田中学校	376	346	333	319	300	296
合　計	376	346	333	319	300	296

資料：鶴田町地域福祉計画第２章鶴田町を取り巻く現状（各年５月１日集計）

３　要介護高齢者の状況

（１）要介護認定者数の状況

要介護認定者数は、平成 28 年の 859 人から令和元年の 810 人まで減少していましたが、その後増加に転じ令和３年には 864 人となっています。

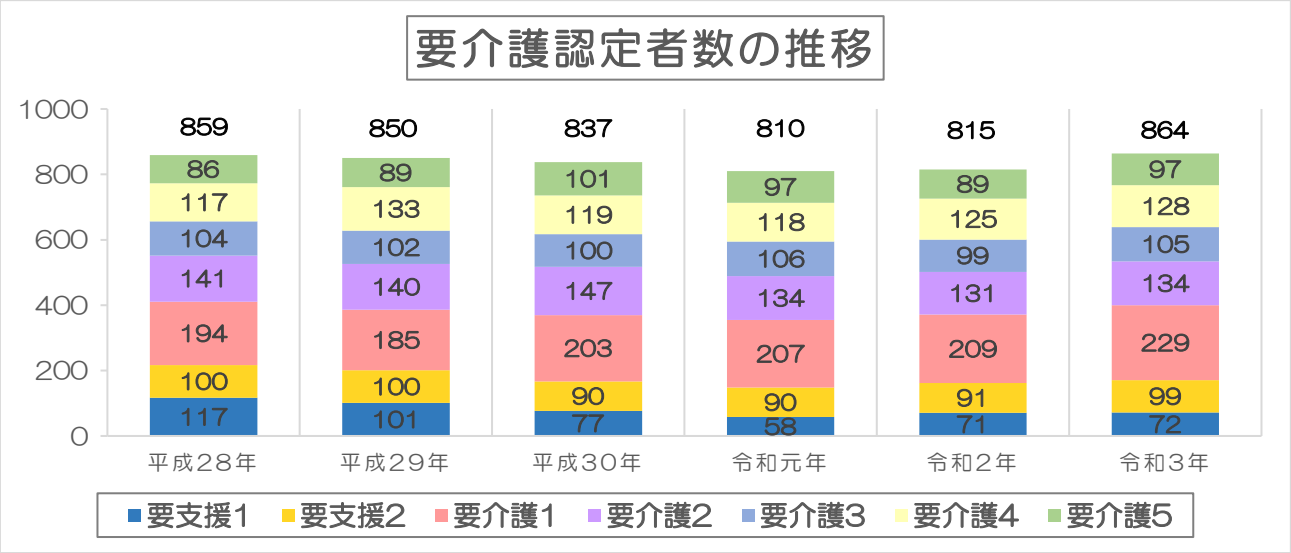

資料：鶴田町地域福祉計画第２章鶴田町を取り巻く現状（各年９月末集計）

４　障がいのある人の状況

（１）障害者手帳所持者

障害者手帳所持者は、平成 28 年の 844 人から年ごとの増減はあるものの、令和３年には 803 人と減少しています。

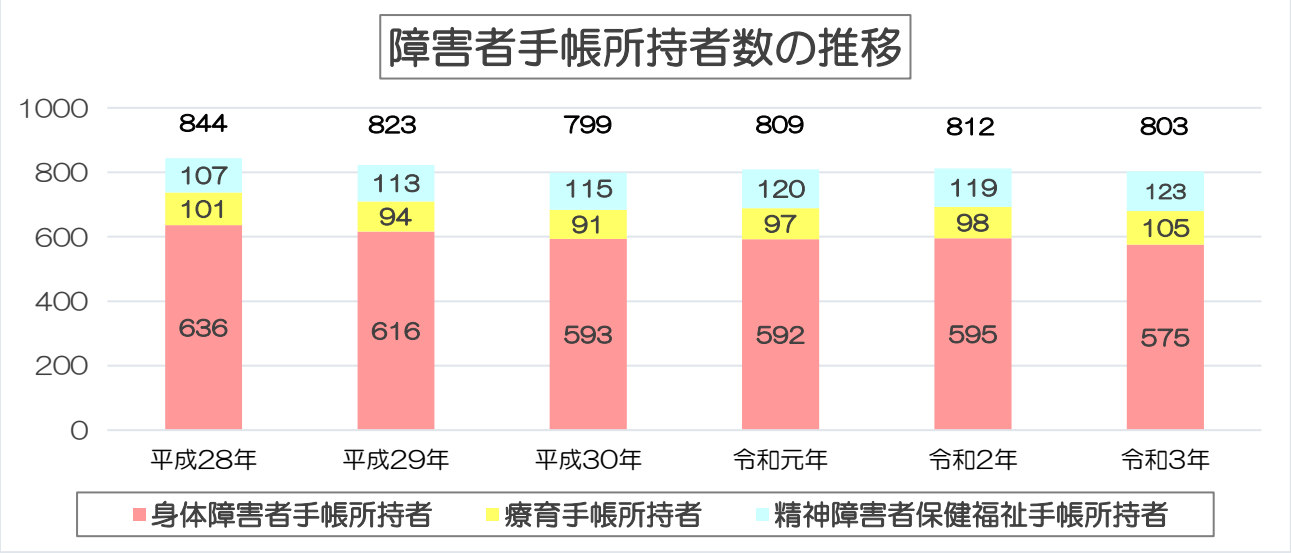

資料：鶴田町地域福祉計画第２章鶴田町を取り巻く現状（各年９月末集計）

第３章　計画の基本方針

第３章　計画の基本方針

１　基本理念

住民と共に歩み、生き、
その人らしく暮らせる地域づくり

鶴田町地域福祉計画では、「健康で共に支え合う住みよいまちづくり」を基本理念とし、誰もが住みなれた地域で自立した生活を送り、互いを尊重し合い、共に支え合う地域づくりを目指して施策の推進を図っています。

本計画においては、本会が平成２２年１月３０日に制定した「住民と共に歩み、生き、その人らしく暮らせる地域づくり」を基本理念としながら、鶴田町地域福祉計画の基本理念を踏まえた地域福祉活動をより一層推進してまいります。

２　基本目標

基本理念の実現に向け、次の３つの基本目標を定めます。

基本目標１	福祉を伝える人づくり
基本目標２	誰もが安心して暮らせる仕組みづくり
基本目標３	みんなで支えあうまちづくり

３　計画の体系図

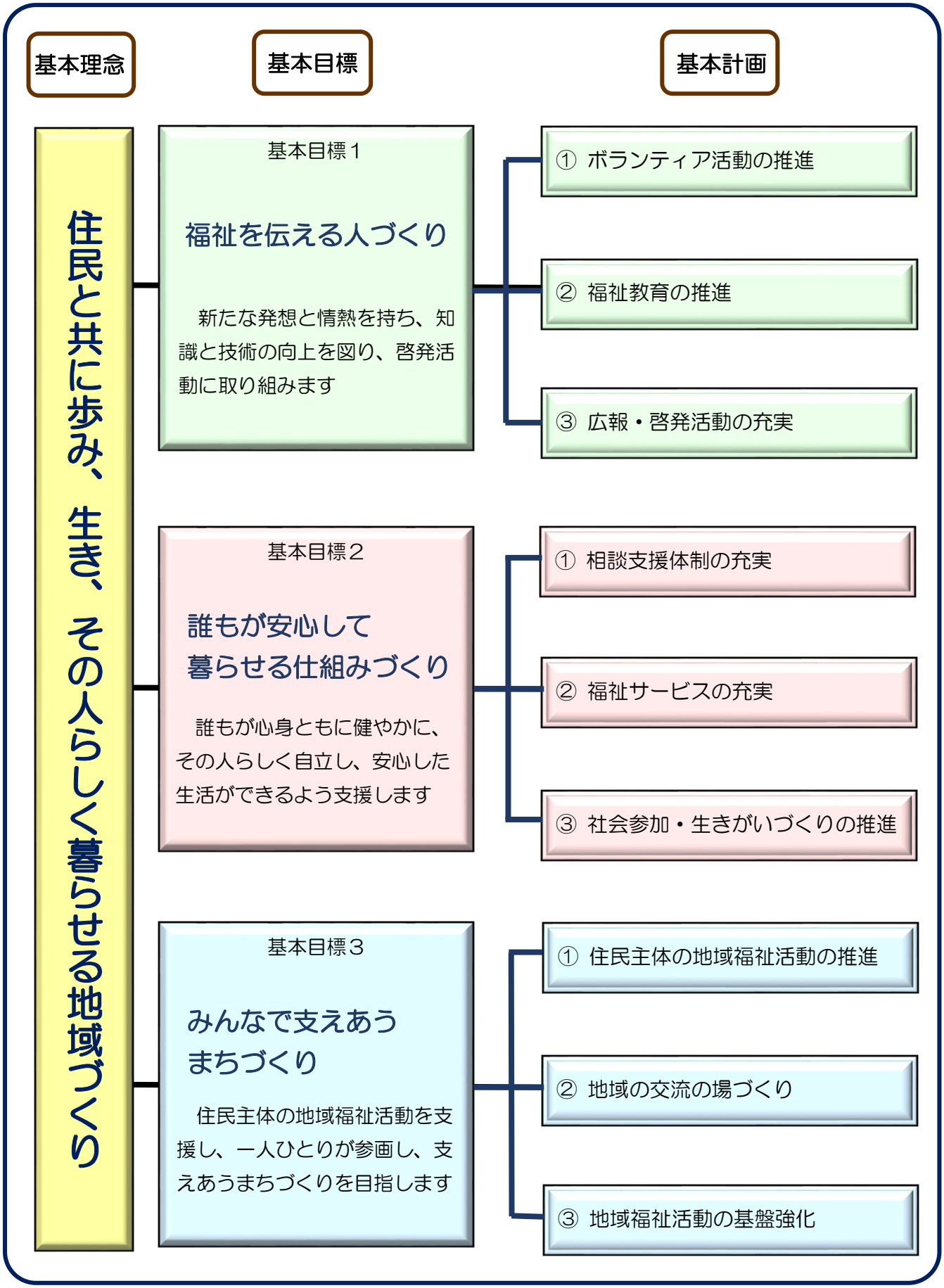
基本理念
基本目標
基本計画
住民と共に歩み、生き、その人らしく暮らせる地域づくり
基本目標１
福祉を伝える人づくり
新たな発想と情熱を持ち、知識と技術の向上を図り、啓発活動に取り組みます
① ボランティア活動の推進
② 福祉教育の推進
③ 広報・啓発活動の充実
基本目標２
誰もが安心して暮らせる仕組みづくり
誰もが心身ともに健やかに、その人らしく自立し、安心した生活ができるよう支援します
① 相談支援体制の充実
② 福祉サービスの充実
③ 社会参加・生きがいづくりの推進
基本目標３
みんなで支えあうまちづくり
住民主体の地域福祉活動を支援し、一人ひとりが参画し、支えあうまちづくりを目指します
① 住民主体の地域福祉活動の推進
② 地域の交流の場づくり
③ 地域福祉活動の基盤強化

第４章　取り組みの展開

第４章　取り組みの展開

１　取り組み及び具体的施策

基本目標１	福祉を伝える人づくり

基本計画①　ボランティア活動の推進

ボランティア活動は個人の自発的な意思に基づく自主的な活動であり、活動者個人の自己実現への欲求や社会参加意欲が充足されるだけでなく、社会においてはその活動の広がりによって、社会貢献、福祉活動等への関心が高まり、様々な構成員がともに支え合い、交流する地域社会づくりが進むなど、大きな意義を持っています。

しかし、近年はボランティアの担い手不足や活動機会の不足により、活動の拡がりが進んでいない状況です。

これまでの活動を振り返り、ボランティアセンターの機能強化を図り、ボランティアの育成やニーズの発掘を図りながら、災害発生時にも対応できるよう、災害ボランティアセンターのネットワーク構築に努めてまいります。

◆具体的施策◆

事　業　名	**災害ボランティアセンターの運営**
事業内容	被災者・被災地を主体としながら、ボランティアの協力を得て、地域の復興につなげていくことを目的に、災害時、センターを迅速に設置しボランティア活動を円滑に進めるため、設置運営マニュアルを策定します。
協働団体等	鶴田町（総務課／町民生活課／健康保険課）・社会福祉法人・福祉施設ボランティア団体・県社協

事　業　名	**ボランティアセンターの運営**
事業内容	町民のボランティア活動への参加促進とボランティア育成のため、ボランティア情報の収集と発信、ボランティアコーディネート業務、ボランティアに関する研修等を行います。
協働団体等	鶴田町（町民生活課／企画観光課）・ボランティア

事　業　名	**福祉教育インストラクター養成講座**
事業内容	福祉教育講座のインストラクター（高齢者疑似体験・車椅子体験・ボッチャ）を養成し、学校と地域のつなぎ役として、子供達と共に福祉について理解を深めます。
協働団体等	鶴田町（教育委員会）・学校・ＰＴＡ・社会福祉法人・福祉施設

事　業　名	生活支援サポーター養成講座（鶴田町から鶴田社協への委託事業）
事 業 内 容	高齢者の暮らしを支える生活支援サポーターを養成することで、高齢になっても安心して住み慣れた自宅で暮らし続けることができる地域社会を構築します。
協働団体等	鶴田町（健康保険課）

事　業　名	認知症サポーター養成講座（鶴田町から鶴田社協への委託事業）
事 業 内 容	認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに取り組み、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守りする応援者を養成します。
協働団体等	鶴田町（健康保険課）・認知症キャラバンメイト

事　業　名	収集ボランティア
事 業 内 容	家庭に居ながら手軽にできるボランティア活動として、町民の方や学校の協力を得て主にプルタブを集めています。集められたプルタブは換金し、車椅子や福祉活動の貴重な財源として適切に活用します。
協働団体等	学校・町民

福祉教育インストラクター養成講座

生活支援サポーター養成講座

認知症サポーター養成講座

収集ボランティア（小学校からプルタブ寄贈）

基本計画② 福祉教育の推進

「地域福祉は福祉教育に始まり、福祉教育に終わる」。これは社会福祉協議会の先輩たちが大切に語り継いできた言葉です。

福祉について関心を持ってもらい、多様性を認め合い、地域生活課題を自分たちの地域の問題として認識し、その解決に向けて知恵を出し、汗を流してくれるようになること。この過程にある「学び」が「福祉教育」です。福祉教育で住民の主体性を育むことによって、はじめて住民主体の地域福祉が推進されていきます。

作業部会では、福祉教育講座・福祉作文コンクールは学校で実施しているのは知っていたが社会福祉協議会の事業だとは知らなかったという意見や、保育園や幼稚園、施設など幅広い年代でも福祉教育を望んでいるのではないかという意見がありました。また、難しい時代ではありますが、行き交う人との挨拶や声の掛け合いなど、町をあげた人間教育の向上と安寧（※5）を図ることも大切ではないかとの意見もありました。

本会では、地域福祉の推進における福祉教育の意義を振り返り、あらゆる場面において住民が地域福祉の主体となる働きかけを理念とした活動を推進してまいります。

※5 安寧…世の中が穏やかで安定していること。

◆具体的施策◆

事　業　名	ボランティア推進校の指定
事業内容	町内の小中学校をボランティア推進校として指定し、地域を巻き込んだ独自の創意と計画による様々な福祉活動を支援します。指定校には助成金を交付します。
協働団体等	鶴田町（教育委員会）・学校・ＰＴＡ

事　業　名	福祉教育講座
事業内容	学校の希望を尊重しながら、専門機関や地域の方が講師になり、高齢者福祉、障がい者福祉のみならず、地域福祉活動の内容とＩＴを活用した講座を展開するなど、時代に即した内容を検討します。
協働団体等	鶴田町（教育委員会）・学校・ＰＴＡ

事　業　名	福祉作文コンクール
事業内容	子供達が、福祉について感じたこと、考えていること、体験したことを表現する機会として実施します。最優秀賞の児童生徒には町社会福祉大会で朗読発表をお願いし、福祉意識の高揚と啓発を図ります。
協働団体等	鶴田町（教育委員会）・学校・ＰＴＡ

事　業　名	家族介護教室（鶴田町から鶴田社協への委託事業）
事 業 内 容	介護をしている家族等に介護の知識や技術の習得、介護者ご自身の健康づくり、リフレッシュの機会を提供します。
協働団体等	鶴田町（健康保険課）・社会福祉法人・福祉施設

福祉教育講座

手話～聴覚障がい者への理解～

昔のおやつ作り

点字～視覚障がい者への理解～

高齢者疑似体験

地域の昔話

グラウンドゴルフ体験

ボッチャ体験

車いす体験

青森ワッツスポーツ交流

福祉作文コンクール

家族介護教室

アロマスプレー教室

吹矢体験

認知症講座

基本計画③ 広報・啓発活動の充実

単身世帯の増加や家族形態の変化、地域コミュニティの希薄化などで身近な地域情報が広がりにくい状況にあります。

また、インターネットの普及によって情報のあり方が多様化し、幅広い年代で利便性が向上した反面、情報機器を使いこなせない方にとっては情報の確保が難しくなっています。

作業部会では、社会福祉協議会に良い事業がたくさんあっても知らない方が多く、困りごとがあっても事業にたどり着けないでいるという意見や、実施主体が分からない事業があり町民も混乱すると思う。高齢者向けや子供向けなどを整理しながら、発信方法も工夫することが必要ではないかとの意見がありました。

必要な人に必要な情報が伝わるよう、地域のネットワークを生かした情報収集をとおして、適切な情報を発信できる広報・啓発活動に取り組んでまいります。

◆具体的施策◆

事　業　名	広報誌「ふれあいひろば」の発行
事業内容	福祉活動の啓発と福祉情報の提供のため、行政推進員の協力を得ながら、年６回発行し毎戸に配布します。また、年代を越えて見やすい広報誌となるようＵＲＬやＱＲコード等も利用した広報誌づくりを行います。
協働団体等	鶴田町（総務課／企画観光課）・町内会・行政推進員・民生委員児童委員

事　業　名	ホームページ等の活用
事業内容	福祉情報をいち早く取得できるよう、こまめな情報の更新に努めます。 また、即応性のある周知活動のため、新たなソーシャルネットワーキングサービスを活用します。
協働団体等	鶴田町（企画観光課）

事　業　名	町社会福祉大会
事業内容	福祉関係者や町民の社会福祉に対する理解と連携を深めるとともに、社会福祉の発展に功績のあった方を表彰し感謝の意を表します。 また、参加者拡大のための周知方法や内容を検討します。
協働団体等	鶴田町（町民生活課／健康保険課／教育委員会）・行政推進員 民生委員児童委員・学校

基本目標２	誰もが安心して暮らせる仕組みづくり

基本計画①　相談支援体制の充実

本会では、昭和 43 年より「心配ごと相談所」を開設し、制度のなかで形を変えながら住民の様々な相談に対応してまいりました。しかし近年は生活課題がさらに複雑多様化していることで、従来の制度や法の枠組みのなかでは十分に対応できない制度の狭間にある問題や、複数の分野にまたがる問題への対応が求められております。

作業部会では、社会福祉協議会は高齢者支援のイメージが強く、高齢者以外のことを相談していいのかわからないという意見や、地域で行われる幸せの種まき運動やほのぼの交流事業を活用したアウトリーチ(※6)も必要ではないかとの意見がありました。

住民の多様な生活課題に対応していくため、相談窓口の利便性と専門性の向上や、関係団体と連携した身近な地域での相談体制づくりに取り組むなど、アウトリーチを含めた総合的な相談支援体制の充実を図ってまいります。

◆具体的施策◆

事　業　名	**たすけあい資金・生活福祉資金貸付事業**
事 業 内 容	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯などに対し、経済的自立と生活意欲向上のため、資金の貸付と必要な相談支援を行います。 生活福祉資金貸付の実施主体は青森県社会福祉協議会です。
協働団体等	鶴田町（町民生活課／健康保険課／教育委員会）・民生委員児童委員 県社協

事　業　名	**法人後見事業**
事 業 内 容	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などの意思決定が困難な方の成年後見人（未成年後見人）に就任し、ご本人の身上監護と財産管理を行います。また、成年後見制度活用の支援も行います。
協働団体等	鶴田町（町民生活課／健康保険課）・町内会・民生委員児童委員 家庭裁判所・中核機関・社会福祉法人・福祉施設

事　業　名	**日常生活自立支援事業**
事 業 内 容	高齢や障害などによって、一人では日常生活に不安のある方が、地域で安心して自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行います。
協働団体等	鶴田町（町民生活課／健康保険課）・県社協・五所川原市社協

※6 アウトリーチ…積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること

事　業　名	地域包括支援センター（鶴田町から鶴田社協への委託事業）
事 業 内 容	介護保険法で定められた、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。
協働団体等	鶴田町（健康保険課）・町内会・民生委員児童委員・社会福祉法人 福祉施設

事　業　名	生活困窮者自立相談窓口との連携
事 業 内 容	多様な困りごとを抱えている方が、生活保護に陥ることなく、早い段階で自立した生活に戻れるように、実施主体である青森県社会福祉協議会と協力し、様々な問題に対応した支援を行います。
協働団体等	鶴田町（町民生活課）・町内会・民生委員児童委員・県社協

事　業　名	フードバンク
事 業 内 容	品質には何ら問題のないものの、やむなく廃棄されてしまう食品を無償で提供を受け、支援を必要とする方に必要な食品を寄贈し、食べられる食品を有効に活用します。
協働団体等	鶴田町（町民生活課）・町内会・民生委員児童委員・県社協

事　業　名	つなぐ!!つながる!!暮らしのよりどころ相談所
事 業 内 容	鶴田町地域貢献推進協議会が実施する、身近な社会福祉法人等に無料で相談できる事業です。今後も地域や法人、行政と連携しながら、課題の早期発見と課題解決に努めます。（令和２年県委託で開始。現在は独自）
協働団体等	鶴田町（町民生活課／健康保険課）・町内会・行政推進員 民生委員児童委員・社会福祉法人・福祉施設

事　業　名	居宅介護支援事業（介護保険）・相談支援事業（障害福祉サービス）
事 業 内 容	サービスの必要な方の相談に応じ、適切にサービスを利用できるように、本人・家族の希望等に沿って計画を作成し、サービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行います。
協働団体等	鶴田町（町民生活課／健康保険課）・社会福祉法人・福祉施設

基本計画② 福祉サービスの充実

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、各福祉分野でも法制度の改正により、多様化するニーズに対応すべく福祉サービスは変化しています。

一方、法改正を背景にサービスが複雑化することで、住民が適切なサービスを選択し利用することが困難な場合があることも現実です。

作業部会では、社会福祉協議会に限らず鶴田町全体で高齢者分野が主になっており、子供や障がい者に対するサービスが不足している。特に障がい児福祉に対する高い専門性と資格を持った職員の確保や、相談窓口と新たなサービスが必要であるという意見がありました。

住民のニーズに即した適切なサービスを提供するため、鶴田町や保健・医療・福祉に関わるさまざまなサービス提供者と連携し、それぞれの特性を活かした福祉サービスを展開してまいります。

◆具体的施策◆

事　業　名	障がい児に対する放課後等支援
事業内容	鶴田町には、障がい児が放課後または長期休暇に利用できる事業所がなく、希望があっても近隣市町の事業所を紹介するしかない状況です。 関係機関と連携しながら、人材育成と支援体制の構築を進めます。
協働団体等	鶴田町（町民生活課／健康保険課／教育委員会）・学校 民生委員児童委員・社会福祉法人・福祉施設

事　業　名	ほほえみ弁当お届けサービス
事業内容	一人・二人暮らしの高齢者世帯を対象に、ボランティア手作りのお弁当をボランティアが配達し、民生委員とともに安否確認と交流を図ります。
協働団体等	民生委員児童委員

事　業　名	福祉安心電話サービス事業（鶴田町から鶴田社協への委託事業）
事業内容	一人・二人暮らし高齢者世帯に緊急通報装置を設置しています。 24 時間緊急時に対応するため、近隣住民による協力員を組織し、安心した在宅生活を支援します。
協働団体等	鶴田町（健康保険課）・町内会・民生委員児童委員・県社協 社会福祉法人・福祉施設

事　業　名	火災報知器給付事業
事業内容	鶴田消防署の協力を得ながら、一人・二人暮らし高齢者宅に火災報知機を設置し、出火時の早期発見と火災での被害を防止します。
協働団体等	鶴田消防署・民生委員児童委員・社会福祉法人・福祉施設

事　業　名	日常生活用具貸与
事業内容	介護保険の福祉用具貸与が対象にならない住民に対し、一時的に車椅子等を貸し出しすることにより、日常生活がより円滑に行われるよう支援します。
協働団体等	鶴田町（町民生活課／健康保険課）・社会福祉法人・福祉施設

事　業　名	生活支援サービス（鶴田町から鶴田社協への委託事業）
事業内容	高齢になっても住み慣れた自宅で暮らし続けられるよう、生活支援サポーターが要支援認定者等の自宅を訪問し、掃除・洗濯・買い物・調理・薬受取り・ゴミ出し・通院付添等のサービスを提供します。
協働団体等	鶴田町（健康保険課）・社会福祉法人・福祉施設・生活支援サポーター

事　業　名	福祉有償運送
事業内容	東北運輸局から一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受け、ケア輸送と介護輸送の２種類を行っています。 要介護者・要支援者・身体障害者等を安全に病院等へ送迎します。
協働団体等	鶴田町（町民生活課／健康保険課）・社会福祉法人・福祉施設

事　業　名	通所介護（介護保険）
事業内容	食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。
協働団体等	鶴田町（健康保険課）・社会福祉法人・福祉施設

事　業　名	生活介護（障害福祉サービス）
事業内容	障害者支援施設等において、入浴、排せつ・食事等の介護や創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援をします。
協働団体等	鶴田町（町民生活課）・社会福祉法人・福祉施設

事　業　名	訪問介護（介護保険）
事業内容	ホームヘルパーが利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行うことで、在宅生活の継続を支援します。
協働団体等	鶴田町（健康保険課）・社会福祉法人・福祉施設

事　業　名	居宅介護（障害福祉サービス）
事業内容	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。
協働団体等	鶴田町（町民生活課）・社会福祉法人・福祉施設

事　業　名	訪問入浴（介護保険）
事業内容	自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者の居宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介助を行います。
協働団体等	鶴田町（健康保険課）・社会福祉法人・福祉施設

事　業　名	訪問看護（介護保険・医療保険）
事業内容	医師の指示に基づき、看護師等が利用者の居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話または必要な診療の補助を行います。
協働団体等	鶴田町（健康保険課）・社会福祉法人・福祉施設

事　業　名	福祉用具貸与（介護保険）
事 業 内 容	適切な福祉用具を貸し出しすることで、利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図ります。
協働団体等	鶴田町（健康保険課）・社会福祉法人・福祉施設

事　業　名	特別養護老人ホーム（介護保険・障害福祉サービス）
事 業 内 容	常に介護が必要で自宅での生活が難しい方を受け入れ、入浴・排せつ・食事などの介護、機能訓練、健康管理を行い、入所者の意思や人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスを提供します。
協働団体等	鶴田町（町民生活課／健康保険課）・社会福祉法人・福祉施設

事　業　名	短期入所生活介護（介護保険・障害福祉サービス）
事 業 内 容	利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、自宅にこもりきりの利用者の孤立感の解消や心身機能の維持回復だけでなく、家族の介護の負担軽減などを目的として実施します。
協働団体等	鶴田町（町民生活課／健康保険課）・社会福祉法人・福祉施設

事　業　名	就労継続支援Ｂ型（障害福祉サービス）
事 業 内 容	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者の方に、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練をします。
協働団体等	鶴田町（町民生活課）・社会福祉法人・福祉施設

ほほえみ弁当お届けサービス

福祉有償運送（運転者講習）

訪問介護

通所介護（小学生福祉体験）

特別養護老人ホーム（保育園児訪問）

就労継続支援B型

基本計画③ 社会参加・生きがいづくりの推進

本格的な少子高齢社会においては、地域や社会における高齢者の役割への期待が高まる中で、高齢者が「支えられる」だけではなく、社会を「支える」役割を担うことができるよう、社会参加活動の促進や就労機会の確保などの取り組みを進めていく必要があります。

そのため、高齢者等の知恵や経験、技能が社会の様々な分野で生かされるよう、元気な高齢者等の増加に取り組み、住民自身が健康や豊かさを実感できるよう、住民の社会参加や生きがいづくりを支援します。

作業部会では、コロナ禍で社会参加の機会もなく町民の意欲が低下している中で、休止している事業をどのように機能させていくのかを考える必要があるとの意見もありました。

そのことを踏まえて、元気な高齢者をはじめとする地域住民が、高齢者への生活支援や子育て支援など地域社会の支え手として、安全に参加・活躍できる仕組みづくりを進めてまいります。

◆具体的施策◆

事　業　名	丹頂の集い
事業内容	一人暮らし高齢者が集い交流し、普段一人では体験することの少ないことを体験することで、孤立・孤独感を防ぎ、仲間づくりと生きがいづくりを提供します。
協働団体等	民生委員児童委員

事　業　名	Ｃｏｃｏｒｉｒａ倶楽部（鶴田町から鶴田社協への委託事業）
事業内容	ココリラ体操・ヨーガ・フラダンスを月２回ずつ実施しています。 住民の健康増進を図りながら、社会参加の機会を提供します。
協働団体等	鶴田町（健康保険課）

事　業　名	ほっこりサロン（鶴田町から鶴田社協への委託事業）
事業内容	高齢者等が週２回鶴遊館に集まり、お茶を飲みながら会話を楽しむなど、ほっこりした時間を過ごしています。コロナ禍を見据えながら参加者の生きがいと介護予防のため参加しやすい場を検討します。
協働団体等	鶴田町（健康保険課）・サポーター

事　業　名	スマイルハウス（鶴田町から鶴田社協への委託事業）
事業内容	コロナ禍を見据えながら、介護の入り口よりもさらに前の段階から予防を行うとともに、サポーター運営による地域の支え手を創出し、住民の健康と暮らしの向上を目指します。
協働団体等	鶴田町（健康保険課）・サポーター

事　業　名	趣味の集い場（鶴田町から鶴田社協への委託事業）
事業内容	楽しみながら気軽に集まれる居場所を参加者主体で作っています。 現在は、コロナ禍で一部のみ実施となっていますが、今後も見据えながら、ＩＴ教室等時代に即した新たな内容も検討します。
協働団体等	鶴田町（健康保険課）・サポーター・老人クラブ連合会

事　業　名	ノルディック・ウォーク（鶴田町から鶴田社協への委託事業）
事業内容	ポールを使用し歩くことで全身の筋肉を刺激し、普通のウォーキングよりエネルギー消費量が約 20%増加します。多くの町民に参加いただくため、周知活動に努めます。
協働団体等	鶴田町（健康保険課）

事　業　名	脳楽寺子屋（鶴田町から鶴田社協への委託事業）
事業内容	公文教育研究会学習療法センターと東北大学との共同開発で誕生した脳の健康維持法で、専門的に開発された教材を用いた学習とサポーターとの会話による介護予防を支援します。
協働団体等	鶴田町（健康保険課）・公文教育研究会

事　業　名	介護予防送迎車「スマイル号」（鶴田町から鶴田社協への委託事業）
事業内容	住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けられるよう、高齢者等交通弱者を介護予防の拠点である鶴遊館に送迎することにより、日常生活の自立と閉じこもり防止を支援します。
協働団体等	鶴田町（健康保険課）・町内会

事　業　名	老人クラブ連合会・母子寡婦福祉会・身体障害者福祉会の支援
事 業 内 容	健康・友愛・奉仕の活動に取り組む老人クラブ、母子家庭や寡婦の福祉向上を目指す母子寡婦福祉会、身体障害者の福祉厚生を図る身体障害者福祉会の事務局を担うことで各団体の活動を支援します。
協働団体等	鶴田町（町民生活課／健康保険課）・老人クラブ連合会 母子寡婦福祉会・身体障害者福祉会

事　業　名	シルバー人材センター
事 業 内 容	高齢者が知恵や技術を活かし働くことを通して、生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献できるよう支援します。
協働団体等	鶴田町（健康保険課）・シルバー人材センター・老人クラブ連合会

事　業　名	米寿記念手形贈呈
事 業 内 容	数え年８８歳の米寿をお祝いし、記念の手形を贈呈することで、生きがいづくりを促進します。
協働団体等	鶴田町（健康保険課）

Cocorira 倶楽部(ココリラ体操)

Cocorira 倶楽部(フラダンス)

趣味の集い場(書道クラブ)

ノルディック・ウォーク

脳楽寺子屋

老人クラブ連合会(スポーツ大会)

シルバー人材センター

米寿記念手形贈呈

基本目標３	みんなで支えあうまちづくり

基本計画① 住民主体の地域福祉活動の推進

住民にとって地域は、生活の場です。したがって、住民が主体的に地域の福祉課題をとらえ活動を進めていくことが重要です。地域における福祉活動の担い手は住民です。

このように、地域福祉の主人公は住民であることを、「住民主体」といいます。

ただし、「住民主体」というのはすべて住民任せ、という意味ではありません。住民による地域の福祉課題の把握や、福祉活動を進めていくには、それを支援していく社会福祉協議会職員の役割が不可欠です。また、行政職員や社会福祉の専門職、医療・保健の専門職の関わりも重要です。

本会独自の事業として平成３年から実施してきた「幸せの種まき運動」は、各町内会が設置する地域福祉推進委員会（幸せの種まき運動推進委員会）を主体として、自主的に自由な発想で住民総参加の活動を展開してきました。しかし、令和２年から新型コロナウイルス感染予防のため中止（ほのぼの交流事業のみ実施）をしていることをうけ、作業部会では、「幸せの種まき運動」の中止により子供から高齢者までが交流する場がなくなっている。コロナ禍でもできる活動をしていかなければならないのではないかとの意見や、今一度この活動の意義を忘れないよう住民に正しく周知する必要があるのではないかなどの意見がありました。

地域住民同士の豊かな関係づくりや地域単位での福祉活動の活性化を図るために、住民による地域福祉活動への支援を強化していくとともに、関係機関との連携を図り、住民参加でともにささえあうまちづくりを推進してまいります。

◆具体的施策◆

事　業　名	**幸せの種まき運動**
事 業 内 容	高齢者等を地域で見守りながら、地域が主体となり、自主的に自由な発想で、コロナ禍でもできる住民総参加による活動を支援しながら、事業の意義を周知します。
協働団体等	鶴田町（企画観光課／町民生活課／健康保険課／教育委員会）・町内会行政推進員・民生委員児童委員・ほのぼの交流協力員・社会福祉法人福祉施設

事　業　名	**共同募金運動・歳末たすけあい運動**
事 業 内 容	地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援する仕組みとして、また、町民のやさしさや思いやりを届ける運動として、住民主体の募金運動を行います。
協働団体等	鶴田町（総務課／企画観光課／町民生活課／健康保険課／教育委員会）町内会・行政推進員・民生委員児童委員・学校・社会福祉法人・福祉施設企業等

事　業　名	コミュニティソーシャルワーク機能の強化
事 業 内 容	制度の谷間にいて困っている人を支援するため、コミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりの調整やコーディネートを行います。
協働団体等	鶴田町（町民生活課／健康保険課）・町内会・民生委員児童委員 社会福祉法人・福祉施設・老人クラブ連合会・ボランティア

幸せの種まき運動

菖蒲川　納涼盆踊り

山道　夏祭り

駅前通り　クリーン作戦

廻堰　お楽しみ会

ほのぼの交流協力員委嘱状交付式

鷹ノ尾　一人暮らし訪問

赤い羽根共同募金

街頭募金活動～学生ボランティア～

基本計画② 地域の交流の場づくり

地域のつながりが希薄化する中、様々な地域住民の居場所が必要になっています。こうした場に参加する誰もが、安心して過ごせるよう、お互いを受容し共感し合える場を構築することが重要です。そして、地域の様々な場が目的を共有して緩やかにつながり合いながら活動することにより、多層的(※7)な地域を構成していくことができます。

作業部会では、コロナ禍で休止している交流の場をどのように再開させていくのか、また、子供の安全な遊び場所が少ないとの意見がありました。

地域住民が日頃から関わる場は特別なものではありません。目的がなくても住民が集って語り合い、時間的、空間的にゆとりのある場で、他の人と顔を合わせることができる場を作り、子供から大人まですべての住民にとって安心して住みよい福祉のまちづくりに繋がるよう、地域に根差した交流活動への支援を推進してまいります。

※7 多層的…複数の要素が積み重なっていること。

◆具体的施策◆

事　業　名	みんなの居場所「育～Ｈｕｇ～」
事業内容	大人と子供・保護者が繋がり合い、地域で子供を育む集いの場として、子供にとって家庭でも学校でもない、安心して過ごせる第三の居場所を提供します。
協働団体等	鶴田町（町民生活課／健康保険課／教育委員会）・学校・ＰＴＡ・町内会 行政推進員・民生委員児童委員・社会福祉法人・福祉施設 母子寡婦福祉会

事　業　名	生活支援コーディネーター（鶴田町から鶴田社協への委託事業）
事業内容	高齢者への生活支援サービス構築に向け、地域に不足するサービスや交流の場の開発、サービスの担い手の養成、関係者間の情報共有と連携体制づくりを行います。
協働団体等	鶴田町（健康保険課）・町内会・行政推進員・民生委員児童委員 社会福祉法人・福祉施設・老人クラブ連合会

事　業　名	地区サロン（鶴田町から鶴田社協への委託事業）
事業内容	地域における支え合いの体制づくりのため、高齢者から赤ちゃんまでが気軽に集まれる居場所を地域住民が主体となって作っていけるよう支援します。
協働団体等	鶴田町（健康保険課）・町内会・行政推進員・民生委員児童委員 社会福祉法人・福祉施設・老人クラブ連合会

みんなの居場所「育～Hug～」

地区サロン　駅東町「めごサロン」

地区サロン　鷹ノ尾「きらきら会」

基本計画③ 地域福祉活動の基盤強化

社会福祉協議会「社協」は、社会福祉活動を推進することを目的とした非営利の民間組織です。昭和 26 年（1951 年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されています。

社協は、「協議会」であり、幅広く多様なネットワークをつくることが本来の役割であることをあらためて認識し、地域の福祉関係者とともに、多様な組織・関係者をつなぎ、地域生活課題の解決に向けた支援を創造する「連携・協働の場」になることを目指します。

また、本会がその基盤を強化し、「連携・協働の場」の機能を果たしていくためには、これまで行ってきた総合相談、権利擁護、コミュニティワーク、介護・障害サービス事業等、地域生活課題に向けた取り組みがどのように地域に役立っているかを、地域住民や多様な組織・関係者に理解していただき、自らもその構成員として地域社会づくりに積極的に参画・協働しやすい仕組みを構築してまいります。

◆具体的施策◆

事　業　名	**行政推進員・民生委員児童委員との連携**
事業内容	本会が地域福祉活動を推進していくうえで、行政推進員や民生委員児童委員との連携は不可欠です。地域共生社会の実現に向け、様々な面で協働し活動を展開します。
協働団体等	鶴田町（総務課／町民生活課）・行政推進員・民生委員児童委員

事　業　名	**社会福祉法人・福祉施設との連携**
事業内容	地域貢献推進協議会を組織し、住民や多様な組織、行政等とのネットワーク化を図り、多機関協働と多職種連携のもとに、地域生活課題の発見と解決に向けた多様な活動を開発・展開します。
協働団体等	鶴田町（健康保険課）・町内会・行政推進員・民生委員児童委員 社会福祉法人・福祉施設

事　業　名	**社協の広域連携**
事業内容	北津軽郡社会福祉協議会を共に組織する中泊町や隣接する社会福祉協議会と補完しあい、いち社会福祉協議会だけではできない広域事業を実施します。
協働団体等	民生委員児童委員・北津軽郡社協・西津軽郡社協・つがる市社協 五所川原市社協・県社協

事　業　名	**重層的支援体制整備事業** ※図-１参照
事 業 内 容	重層的支援体制整備事業（属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が創意工夫をもって円滑に実施できる仕組み）の実施を町が検討していることから、本会でもどのように関わっていくか協議します。
協働団体等	鶴田町（町民生活課／健康保険課）・町内会・民生委員児童委員 社会福祉法人・福祉施設

事　業　名	**会務の適正な運営**
事 業 内 容	地域福祉を推進する中核的な組織として、運営の透明性と組織の管理体制の強化に努め、町民から信頼されるよう理事会・評議員会・監査会を適切に開催します。
協働団体等	鶴田町（町民生活課／健康保険課）

事　業　名	**職員の資質向上**
事 業 内 容	福祉人材の確保が難しい時代において、職員の確保と職場への定着に向けた処遇改善に取り組むとともに、町民の多種多様なニーズに応えられる専門性の高い職員を育成します。
協働団体等	鶴田町（町民生活課／健康保険課）・県社協

図-１　重層的支援体制整備事業

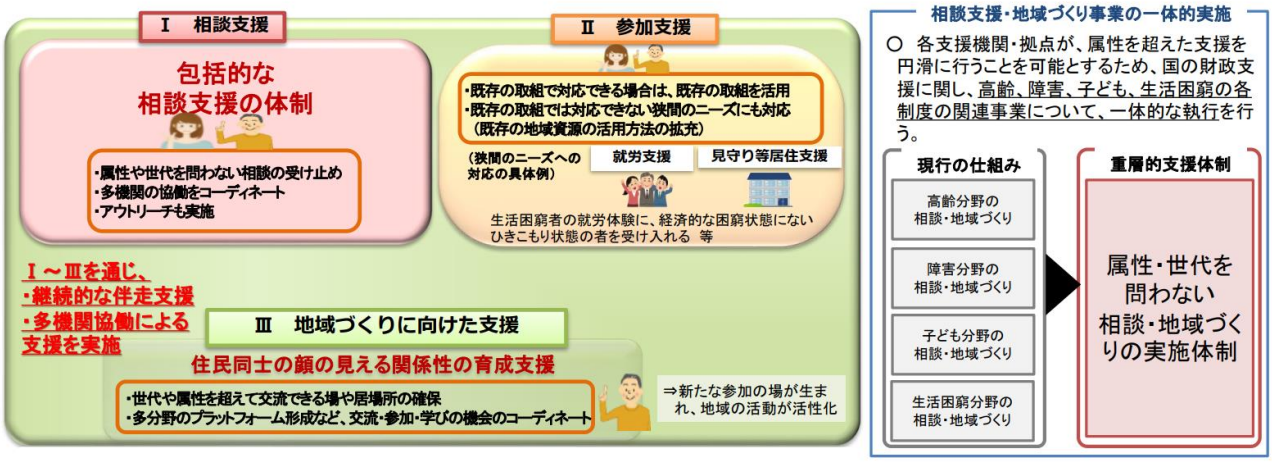

※Ⅰ～Ⅲの３つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

（ア）狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する

（イ）地域づくりが進み、地域で人と人のつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき、相談支援へ早期につながる

（ウ）災害時の円滑な対応にもつながる

第５章　計画の推進と評価

第５章　計画の推進と評価

１　計画の推進

本計画を推進するためには、本会が中心になり、町民（地域）、民生委員児童委員、関係機関・団体や事業者、町がそれぞれの特徴や役割を果たし、連携・協働しながら、地域福祉を推進してまいります。

２　進行管理と評価

本計画の推進については、ＰＤＣＡサイクルに基づき、実施状況の点検や評価を行い、必要な場合は、取り組み内容の見直しを行ってまいります。

また、毎年度理事会に報告を行いながら、計画の進捗状況を点検し効率的かつ効果的な計画の推進につなげてまいります。

なお、本計画の実施状況は、広報紙やホームページ、町民との協働の場等を活用し情報提供に努めてまいります。

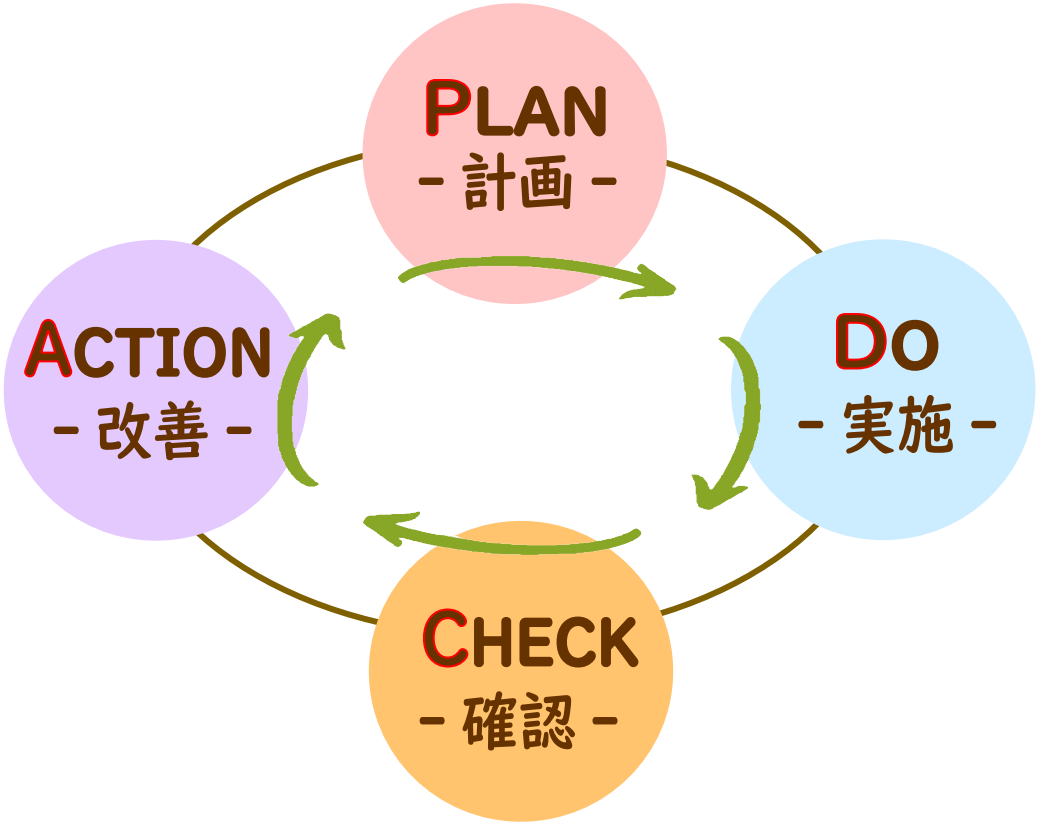

「PDCA サイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「PLAN（計画）」「DO（実施）」「CHECK（確認）」「ACTION（改善）」のプロセスを順に実施していくものです。

資　料　編

資　料　編

１　鶴田町社会福祉協議会　地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（目的）
第１条　この要綱は、社会福祉法人鶴田町社会福祉協議会が地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するため、鶴田町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営等について必要な事項を定める。

（所掌事務）
第２条　委員会は、活動計画の策定について協議する。

（組織）
第３条　委員会の委員は、２０名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。
（１）福祉関係団体及び福祉関係施設の関係者
（２）地域の関係者
（３）関係行政機関の職員
（４）社会福祉協議会理事又は評議員
（５）その他会長が必要と認める者

（任期）
第４条　委員の任期は、委嘱の日から計画策定が終了する日までとする。

（委員長及び副委員長）
第５条　委員会に委員長１名及び副委員長１名を置く。
２　委員長及び副委員長は委員の互選とする。
３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）
第６条　委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
２　委員会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（作業部会）
第７条　委員会に必要に応じて作業部会を置くことができる。

（庶務）
第８条　委員会の庶務は、社会福祉協議会において行う。

（委任）
第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

付　則
この要綱は、令和４年８月１日から施行する。

２　鶴田町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会　委員名簿

No.	氏　　名	選出区分	備　考
1	福澤紀子（ふくざわ のりこ）	鶴田町保育連絡協議会会長	委員長
2	髙森三樹（たかもり みき）	ワーキングチーム代表 エイチピースタイリング代表	副委員長
3	木村亨（きむら とおる）	青森県社会福祉協議会 地域福祉課長代理心得	
4	花田柳太郎（はなだ りゅうたろう）	鶴田町行政推進員連合会会長	
5	齋藤稔（さいとう みのる）	鶴田町民生委員児童委員協議会会長	
6	乗田勝雄（のりた かつお）	鶴田町老人クラブ連合会会長	
7	山田豊実（やまだ とよみ）	鶴田町身体障害者福祉会会長	
8	一戸レツ（いちのへ）	鶴田町母子寡婦福祉会会長	
9	棟方光秀（むなかた みつひで）	特別養護老人ホーム鶴松園理事長	
10	三上孝生（みかみ こうせい）	社会福祉法人共生会理事長	
11	山口俊輔（やまぐち しゅんすけ）	児童養護施設幸樹園理事長	
12	下山和洋（しもやま かずひろ）	鶴田町町民生活課課長	
13	太田勉（おおた つとむ）	鶴田町健康保険課課長	
14	神嘉徳（じん よしのり）	鶴田町企画観光課課長	
15	一戸泰人（いちのへ やすひと）	鶴田町教育委員会教育次長	
16	山田俊（やまだ しゅん）	ワーキングチーム代表 地域おこし協力隊	
17	須郷恵（すごう さとし）	鶴田町社会福祉協議会理事	
18	三浦行雄（みうら ゆきお）	鶴田町社会福祉協議会評議員	

３　鶴田町社会福祉協議会

地域福祉活動計画　作業部会委員（ワーキングチーム）名簿

◎リーダー　　○サブリーダー

No.	分　野	氏　名	所　属	備考
1	子供・家庭支援	下山　千香	福祉教育インストラクター	◎
2		山口　純子	児童養護施設幸樹園　副園長	○
3		齋藤　康仁	鶴田町連合ＰＴＡ会長	
4		福澤　紀子	鶴田町保育連絡協議会会長	
5		下山　繭	鶴田町教育委員会　社会教育班　主事	
6		長内　拓也	鶴田町社会福祉協議会　総務企画課長	

No.	分　野	氏　名	所　属	備考
1	障がい者支援	須藤　直樹	社会福祉法人共生会　理事	◎
2		千葉　哲也	鶴田町社会福祉協議会　鶴東館長	○
3		髙森　三樹	エイチピースタイリング　代表	
4		秋元明日香	鶴田町町民生活課　福祉支援班　主事	
5		福岡　司	鶴田町社会福祉協議会　相談支援専門員	

No.	分　野	氏　名	所　属	備考
1	高齢者支援	松江　清彦	かくしょう園フリー棟　管理者	◎
2		山形　博明	社会福祉法人桂久会　事務部長	○
3		赤城　多恵	鶴田町健康保険課　国保介護班　主事	
4		渋谷　夕子	鶴田町社会福祉協議会　鶴のまどい課長	
5		藤田麻里子	鶴田町社会福祉協議会　住民サービス課長	
6		棟方　健太	鶴田町社会福祉協議会　在宅支援課長	
7		相馬　一恵	鶴田町地域包括支援センター　主任介護支援専門員	

No.	分　野	氏　名	所　属	備考
1	地域活動	工藤　彰敍	鶴田町民生委員児童委員協議会	◎
2		三浦千香子	鶴田町企画観光課　まちづくり班　総括主幹	○
3		花田　正俊	鶴田町行政推進員連合会　副会長	
4		山田　俊	元地域おこし協力隊	
5		山形　昭子	ほのぼの交流協力員	

地域福祉活動計画　策定委員

地域福祉活動計画　作業部会委員（ワーキングチーム）

４　鶴田町社会福祉協議会　役員・担当職員名簿

No.	職　　名	氏　　名	備　　考
1	会　　長	中野　撃司	
2	副 会 長	神　秀次郎	
3	常務理事	秋庭　隆貢	
4	理　　事	花田柳太郎	鶴田町行政推進員連合会　会長
5	理　　事	福澤　紀子	つるた乳幼児園　園長
6	理　　事	下山　和洋	鶴田町町民生活課　課長
7	理　　事	乗田　勝雄	鶴田町老人クラブ連合会　会長
8	理　　事	寺山　柾雄	
9	理　　事	須郷　　惠	
10	理　　事	一戸　　勇	
11	理　　事	三上　孝生	社会福祉法人共生会　理事長
12	理　　事	齋藤　　稔	鶴田町民生委員児童委員協議会　会長
13	理　　事	坂本　睦子	事務局長
14	代表監事	赤城　　敦	
15	監　　事	工藤　正弘	
16	監　　事	一戸　雅人	

No.	職　　名	氏　　名	備　　考
1	地域福祉課　課長	長内　洋一	
2	地域福祉課　主任	相馬　一恵	
3	地域福祉課　副主任	工藤　智恵	
4	地域福祉課　ｺﾐｭﾆﾃｨｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰ	神　　和希	
5	地域福祉課　ｺﾐｭﾆﾃｨｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰ	工藤　未来	
6	地域福祉課　ｺﾐｭﾆﾃｨｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰ	竹浪　ひな	
7	地域福祉課　ｺﾐｭﾆﾃｨｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰ	笠井　順逸	
8	地域福祉課　ｺﾐｭﾆﾃｨｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰ	秋庭　諒輔	
9	地域福祉課　ｺﾐｭﾆﾃｨｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰ	木村　桂子	
10	地域福祉課　看護師	諏訪　千恵	
11	地域福祉課　看護師	福士千恵子	
12	地域福祉課　事務員	澁谷　兼幸	

５　鶴田町社会福祉協議会　地域福祉活動計画　策定経過

期　　日	内　　容
令和4年　9月21日	第１回策定委員会・第１回作業部会 （１）委嘱状交付 （２）委員長・副委員長選任 会長より策定委員会へ諮問
令和4年10月17日	第２回作業部会 （１）グループワーク 「福祉課題の把握と課題整理」
令和4年12月12日	第３回作業部会 （１）グループワーク 「課題解決策と計画骨子の検討」
令和5年　1月10日	第２回策定委員会 （１）地域福祉活動計画　骨子検討 第４回作業部会 （１）グループワーク「計画素案の検討」
令和5年　1月30日	第５回作業部会 （１）グループワーク 「計画素案の検討」
令和5年　2月17日	第３回策定委員会 （１）地域福祉活動計画　素案決定
令和5年　3月　3日	策定委員会より会長に答申 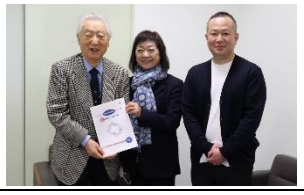
令和5年　3月15日	社会福祉法人鶴田町社会福祉協議会　理事会
令和5年　3月30日	社会福祉法人鶴田町社会福祉協議会　評議員会

住民と共に歩み、生き、
その人らしく暮らせる地域づくり

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼びかけて、地域住民や関係機関、福祉団体などと相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

地域で福祉活動を行う住民や団体が、お互いの活動を認め合い、また地域の福祉課題について共有化することをめざすものです。

令和５年４月

社会福祉法人鶴田町社会福祉協議会

計画の体系図

基本理念

住民と共に歩み、生き、その人らしく暮らせる地域づくり

基本目標１

福祉を伝える人づくり

新たな発想と情熱を持ち、知識と技術の向上を図り、啓発活動に取り組みます

基本計画

① ボランティア活動の推進

② 福祉教育の推進

③ 広報・啓発活動の充実

基本目標２

誰もが安心して暮らせる仕組みづくり

誰もが心身ともに健やかに、その人らしく自立し、安心した生活ができるよう支援します

基本計画

① 相談支援体制の充実

② 福祉サービスの充実

③ 社会参加・生きがいづくりの推進

基本目標３

みんなで支えあうまちづくり

住民主体の地域福祉活動を支援し、一人ひとりが参画し、支えあうまちづくりを目指します

基本計画

① 住民主体の地域福祉活動の推進

② 地域の交流の場づくり

③ 地域福祉活動の基盤強化

鶴田町社会福祉協議会の取り組み

基本理念・基本目標達成のため、次の事業を実施します。

地域福祉活動

・幸せの種まき運動
・ほのぼの交流事業
・ボランティアセンターの運営
・共同募金運動、歳末たすけあい運動
・みんなの居場所「育～Ｈｕｇ～」
・米寿記念手形贈呈

在宅福祉活動

・ほほえみ弁当お届けサービス
・丹頂の集い
・福祉安心電話サービス
・火災報知器給付
・日常生活用具貸与
・福祉有償運送

ほほえみ弁当調理ボランティア

福祉教育の推進

・福祉教育講座
・福祉作文コンクール
・ボランティア推進校の指定
・福祉教育インストラクター養成講座
・生活支援サポーター養成講座
・認知症サポーター養成講座
・家族介護教室

障害福祉サービス

・相談支援事業、生活介護、居宅介護、就労継続支援Ｂ型
・障害児に対する放課後等支援（検討中）

介護保険事業

・地域包括支援センター
・居宅介護支援、通所介護、訪問介護、訪問入浴、訪問看護、福祉用具貸与、地域密着型特別養護老人ホーム、短期入所生活介護

広報啓発事業

・広報誌「ふれあいひろば」の発行
・ホームページ等の活用
・鶴田町社会福祉大会

生活支援事業

・たすけあい資金貸付、生活福祉資金貸付
・法人後見事業、日常生活自立支援事業
・生活困窮者自立相談支援事業、フードバンク

介護予防・日常生活支援総合事業（町委託）

・生活支援サービス（生活支援サポーター）
・生活支援コーディネーター
・一般介護予防事業
（ココリラ体操、ヨーガ、フラダンス、ほっこりサロン、スマイルハウス、カラオケクラブ、ゴニンカンクラブ、書道クラブ、ボッチャクラブ、ノルディック・ウォーク、脳楽寺子屋、地区サロン）
・介護予防送迎車スマイル号

介護予防　フラダンス

関係機関・団体との連携

・町内会、行政推進員との連携
・民生委員児童委員との連携
・社会福祉法人、福祉施設との連携
・福祉団体との連携
（老人クラブ、身体障害者福祉会、母子寡婦福祉会）
・シルバー人材センター業務
・社協の広域連携（県社協、近隣市町社協）

・重層的支援体制整備事業（検討中）

社会福祉協議会とは

「社会福祉法」に規定された地域福祉を推進する公共性・公益性の高い民間の非営利団体です。
通称は「社協」と言い、地域のさまざまな公民の関係者により構成され、地域が抱えている様々な福祉問題を地域全体の問題としてとらえ、話し合い、活動を計画し、さまざまな活動者や活動団体、地域住民などと相互に協力して解決を図りながら、その活動をとおして、福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を目指しています。

地域福祉とは

「地域福祉」とは、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉などの対象者ごとの福祉サービスだけではなく、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組むものです。

社会福祉法には、地域住民、社会福祉関係者等が相互に協力して地域福祉の推進に努め、福祉サービスを必要とする人たちが地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化に限らずあらゆる分野の活動に参加する機会を得ることができるよう、地域福祉を推進することの重要性が明記されています。

地域福祉は、法に基づく制度化された福祉サービスや事業のみによって実現するものではなく、地域住民やボランティア、行政・関係機関、社会福祉関係者が協働して実践することによって支えられています。

計画の期間

令和５年度～令和７年度

計画の位置付け

地域福祉活動計画は、鶴田町地域福祉計画との連携・協働の関係にあり、地域住民や福祉関係団体が地域福祉推進のために取り組むことをまとめた民間の行動計画です。

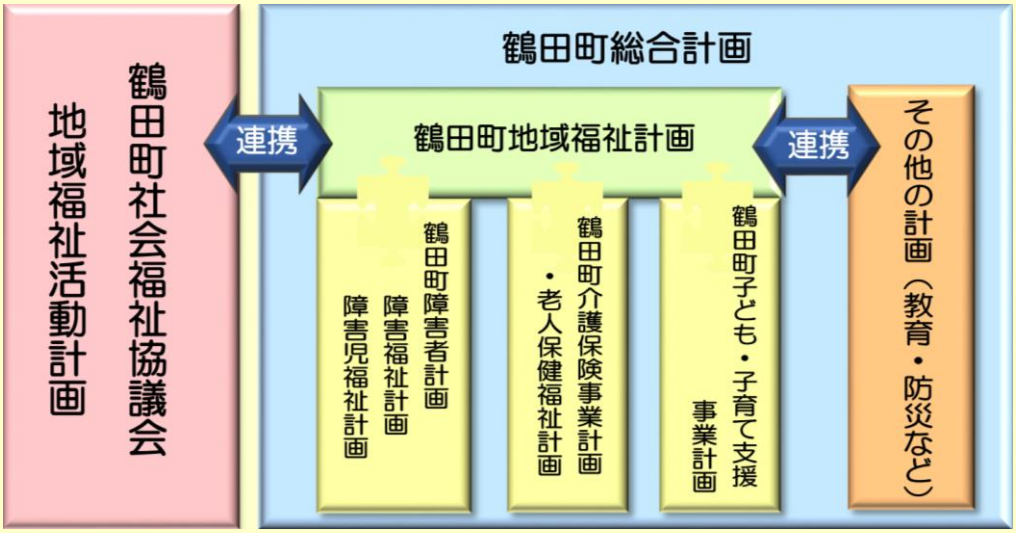

社会福祉法人鶴田町社会福祉協議会
〒038-3503
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字沖津 193
TEL　0173-22-3394　FAX　0173-22-6322
URL　https:// tsuruta-syakyo.or.jp

QR
コード

計画の詳細はホームページに掲載しております。

四季彩

郷土の誇り

津軽富士見湖

幸せの種まき運動イメージキャラクター

種まきファミリー

種まき君

子どもから、若い世代、お年寄りまで
すべての世代が参加してくれるようにと願いを込めました。

鶴田町社会福祉協議会　地域福祉活動計画

発行年月　令和５年４月
編集・発行　社会福祉法人鶴田町社会福祉協議会

〒０３８－３５０３
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字沖津１９３
鶴田町保健福祉センター鶴遊館 内
ＴＥＬ　０１７３－２２－３３９４
ＦＡＸ　０１７３－２２－６３２２
ＵＲＬ　https://tsuruta-syakyo.or.jp